

# 体験型観光利用促進事業補助金実施要領

## 1 目的

この実施要領は、体験型観光利用促進事業補助金の実施に当たり、体験型観光利用促進事業補助金交付要綱、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号。以下「規則」という。）のほか、事業の実施に当たり必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した交流人口の回復を図るとともに、体験型観光の受入促進を図ることを目的とする。

## 2 事業概要

久慈市内事業者が教育旅行、一般の団体又は個人に対して提供する体験プログラムの料金を割り引きした経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### （1）補助対象者

補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

- ① 久慈市内に事務所を有する事業者であること。
- ② 久慈市内で、体験プログラムを提供していること。
- ③ 体験プログラムの認定を受けていること。

### （2）体験プログラム

体験プログラムの具体的な例は次のとおりとする。

（具体的な例）自然体験、産業体験、文化体験、郷土料理づくり体験、アクセサリー制作などの工芸体験、ガイド付き施設見学、観光ガイド付きまち歩き体験 など

### （3）体験プログラムの認定

補助対象者は、体験プログラム事業認定申請書に体験プログラムの通常料金を確認できる書類等を提出し、体験プログラムの認定を受けなければならない。

### （4）対象となる学校、団体又は個人

対象となる学校は、岩手県内及び八戸地域市町村（八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町及び新郷村）の小学校、中学校及び高等学校等とする。

一般の団体及び個人は、岩手県内外に関わらず対象とする。

### （5）補助金交付の対象及び額

補助金の額は、次のとおりとする。

対象となる学校または団体及び個人が、補助対象者の提供する体験プログラムを利用した際に、利用料（体験料 ※税込額）から割り引きした場合に、各

体験につき体験料金の1/2以内の額を補助する。ただし、補助額は割り引きした額の範囲内とし、かつ、1体験あたり上限2,000円/人回とする。

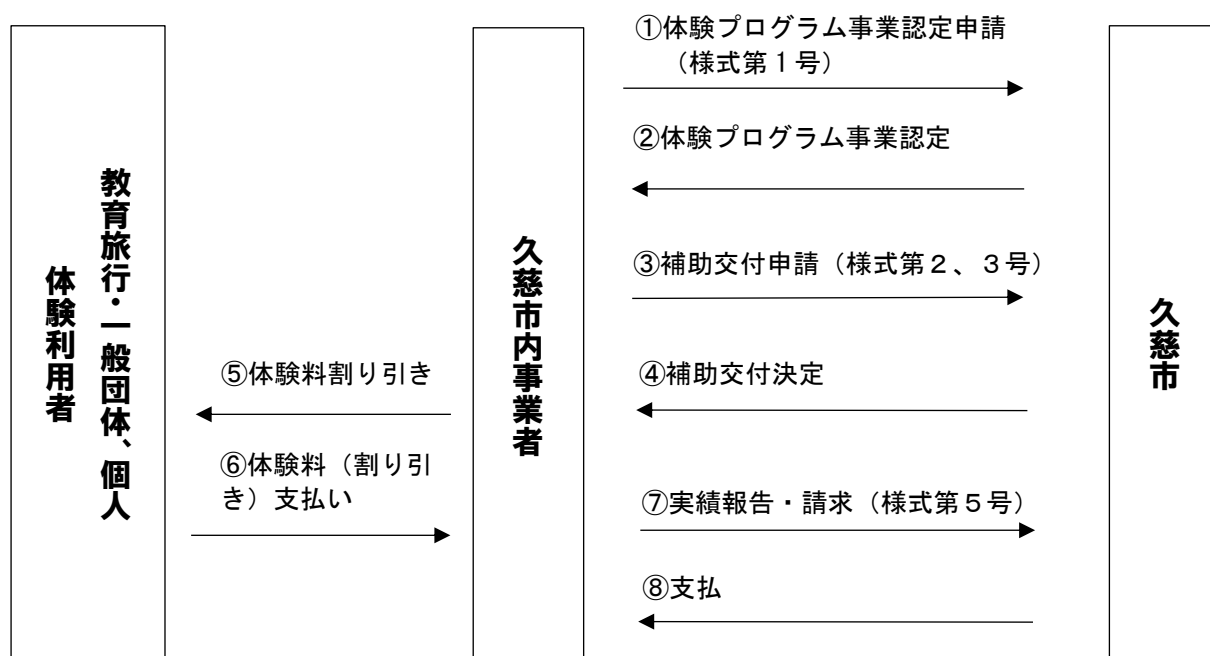
申請は複数回の申請も可とする。ただし、申請額の100円未満は切り捨てるものとする。

(対象外経費) 移動に係る経費(バス料金等)、食事代、その他体験料金と認められないもの。

### (6) 補助対象期間

告示の日から令和4年2月28日まで

## 3 実施の流れ



## 4 具体的な計算例

体験プログラム (A)	体験料金	一人 1,100 円	体験人数	10 人
〃	(B)	一人 1,980 円	体験人数	5 人
〃	(C)	一人 5,000 円	体験人数	30 人
〃	(D) ガイド	一人 5,500 円×3 人	体験人数	40 人

(A)  $1,100 \text{ 円} \div 2 = 550 \text{ 円}$  (一人1体験あたり補助額)

$550 \text{ 円} \times 10 \text{ 人} = 5,500 \text{ 円}$  (補助額)

$1,100 \text{ 円} \times 10 \text{ 人} - 5,500 \text{ 円} = 5,500 \text{ 円}$  (利用者負担額)

(B)  $1,980 \text{ 円} \div 2 = 990 \text{ 円}$  (一人1体験あたり補助額)

$990 \text{ 円} \times 5 \text{ 人} \div 4,900 \text{ 円}$  (補助額) ※100 円未満を切り捨て

$1,980 \text{ 円} \times 5 \text{ 人} - 4,900 \text{ 円} \div 5,000 \text{ 円}$  (利用者負担額)

(C)  $5,000 \text{ 円} \div 2 = 2,500 \text{ 円} \rightarrow 2,000 \text{ 円}$  (上限 2,000 円)

$2,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 60,000 \text{ 円}$  (補助額)

$5,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} - 60,000 \text{ 円} = 90,000 \text{ 円}$  (利用者負担額)

(D)  $5,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 16,500 \text{ 円}$

$16,500 \text{ 円} \div 40 \text{ 人} = 412 \text{ 円}$  (利用者単価)

$412 \text{ 円} \div 2 = 206 \text{ 円}$  (一人当たり体験補助額)

$206 \text{ 円} \times 40 \text{ 人} \div 8,200 \text{ 円}$  (補助額) ※100 円未満切り捨て

$5,500 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} - 8,200 \text{ 円} = 8,300 \text{ 円}$  (利用者負担額)

体験プログラム (A) の場合 体験料金 一人 1,100 円 体験人数 10 人

補助額 5,500 円 (550 円×10 人)	利用者負担額 5,500 円 (うち消費税分 1,000 円)
-----------------------------	------------------------------------

体験プログラム (B) の場合 体験料金 一人 1,980 円 体験人数 5 人

補助額 4,900 円 (990 円×5 人) ÷4,900	利用者負担額 5,000 円 (うち消費税分 900 円)
-----------------------------------	----------------------------------

体験プログラム (C) の場合 体験料金 一人 5,000 円 体験人数 30 人

補助額 60,000 円 (2,000 円×30 人)	利用者負担額 90,000 円 (うち消費税額 13,620 円)
--------------------------------	--------------------------------------

体験プログラム (D) の場合 ガイド料金 5,500 円 ガイド人数 3 人  
体験人数 40 人

補助額 8,200 円 (5,500 円×3 人÷40 人) ÷2×40 人÷8,200	利用者負担額 8,300 円 (うち消費税額 1,500 円)
---	------------------------------------